

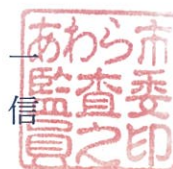
あわらし市監査委員告示 第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を、あわらし市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

あわらし市監査委員
あわらし市監査委員

伊 東 秀
笹 原 幸



記

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象

総務部（総務課、財政課、税務課、監理課）

創造戦略部（政策広報課、市民協働課）

市民生活部（市民課、生活環境課）

健康福祉部（福祉課、子育て支援課、健康長寿課）

経済産業部（農林水産課、商工労働課、観光振興課）

土木部（建設課、新幹線まちづくり課、上下水道課）

教育委員会（教育総務課、文化学習課、スポーツ課）

会計課

議会事務局

監査委員事務局

3 監査の範囲

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の期間

令和2年10月28日から令和3年2月26日まで

5 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、次の監査調書の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

(1) 監査調書

1. 職員等の状況及び事務分担表
2. 主要事業等状況調
3. 委託料調
4. 工事請負費調
5. 備品購入費調
6. 補助金調
7. 指定管理者調
8. 歳入及び歳出予算執行状況表
9. 追加資料

(2) 監査委員による監査期日

令和2年10月28日	総務部、健康福祉部
11月30日	総務部、土木部
12月25日	会計課、議会事務局、監査委員事務局
令和3年1月28日	創造戦略部、教育委員会
2月26日	市民生活部、経済産業部

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善や検討が望まれる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度指示・助言を行い、改善を求めた。

《指摘事項》

(1) 現金管理について

現金取扱い部署及び出先機関における会計経理及び管理体制について、次の点を除き概ね適正に執行されているものと認められた。

- ・現金取扱い部署及び出先機関が管理する金庫等に、長期間にわたって清算すべき現金や不明金が保管されていた。
- ・使用料等の出納事務に使用される現金について、残高確認が未実施の期間が見受けられた。また、残高確認が職員1名によって行われている部署があった。
- ・使用料等の出納事務に使用する現金以外に、別途用意された現金の使用が見受けられた。

現金取扱い部署及び出先機関は、現金を取り扱うことの責任とリスクを自覚し、適正な現金管理に努められたい。

(2) 事務処理について

事務処理について、次の不適正な点が見受けられた。

- ・委託料及び工事請負費等について、支払遅延が複数見受けられた。
- ・履行確認調書が作成されている一方で、請求書に検収確認印が押印されていた。
- ・契約書貼付印紙の額に不足があった。
- ・新規に取得した備品について、備品台帳に未登録のものがあった。

不備の中には、以前と同様のものも見受けられた。前担当者の事務処理を踏襲するのではなく、事務手続きの意味を把握したうえで業務に取り組むよう改められたい。特に、支払遅延については、法や契約に抵触するのみならず、契約相手方の経営及び資金繰りに影響を与えることから、厳守するよう求める。

《意見》

(1) 業務効率化及び業務量縮減に向けた取り組みについて

新型コロナウイルスの拡大を背景に、デジタル変革による「新たな日常」の構築が求められるなか、自治体においてもデジタルガバメントの推進に取り組む必要がある。当市においても、業務効率化及び業務量縮減を推し進めるべく、ICT^{※1}を活用した取り組みなど、自治体DX^{※2}推進に向け、更なる検討を重ねられたい。また、窓口などの対面によるサービスは確保しつつ、業務内容によってはリモートワークを取り入れるなど、今後の柔軟な取り組みを期待する。

※1 ICT…「Information and Communication Technology」の略称。インターネット等の通信技術を活用した情報の伝達、共有のこと。

※2 DX…「Digital Transformation」の略称。ICTを活用し、業務、組織、その他あらゆる面をより良い方向へ変化させること。特に、自治体DXにおいては「行政手続オンライン化」、「AI・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション：事業プロセス自動化技術）の活用」、「自治体情報システム標準化」等の推進が挙げられる。

(2) 窓口の一元化について

窓口で複数の手続きを行う場合、現状は、1つの手続きを終えた後、次の手続きを行うために市民が窓口を移動しなければならない。複数の窓口を市民が都度渡り歩くことは、利便性と効率性の点で好ましくない。改善策の一例として、業務内容に応じて一元化した窓口に、市民ではなく複数の職員が交代して足を運び、手続きを進めるといった対応が考えられる。これに限らず、市民が1つの窓口で複数の手続きを終えられるよう検討されたい。

(3) デマンド交通の広域化について

コロナ禍において、乗合タクシーの利用者数は相応の落ち込みを見せたものの、登録者数は年々増加の一途にある。高齢化の進展による自動車免許証返納者の増加も相まって、今後も交通制約者をはじめとした一定の需要と求められる利便性の高まりが推測されるが、現制度では乗合タクシーを利用した隣市への移動は市内の一部地域に限られている。デマンド交通を隣市と連携させることは、交通制約者の生活交通の確保及び利便性向上に貢献することに加え、隣市間の交通空白地帯の解消並びに広域観光推進における利便性の確保にも繋がることから、更なる検討を進められたい。

(4) 公共施設の適正な維持管理、費用投入について

市公共施設のなかには、ニーズの変化や施設の老朽化によって、利用状況に比して維持費が大きく嵩んでいるものがある。漠然と修繕するなどの際限ない投資は控えるよう努め、あわら市公共施設再配置計画の着実な実施を軸に、統廃合も視野に含めた計画ある維持管理を図られたい。また、施設が借地上にある場合、解体の際には原則返還すべきであり、財政面を考慮しても再度の借上げは控えるよう求める。